

会計制度委員会研究報告第12号「臨時計算書類の作成基準について」の改正について

平成21年12月8日
日本公認会計士協会

会計制度委員会研究報告第12号「臨時計算書類の作成基準について」（平成18年11月10日）を次のように改正する。

新	旧
<p>会計制度委員会研究報告第12号</p> <p style="text-align: center;">臨時計算書類の作成基準について</p> <p style="text-align: right;">平成18年11月10日 改正 平成21年12月8日 日本公認会計士協会</p> <p>1.はじめに</p> <p>「会社法」（平成17年法律第86号）により導入された臨時計算書類制度の詳細については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）において、作成に係る期間、作成方法及び表示等に関する事項が規定されているが（会社計算規則第60条等）、具体的な作成基準については、各事業年度に係る計算書類と同様に規定されていない。もっとも、会社法第431条では「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」とされているが、臨時計算書類制度自体が新たに創設された制度であったため、慣行といえる会計が存在していなかった。</p> <p>このような状況を踏まえ、臨時計算書類の作成基準について検討し、実務の参考に資するものとして本研究報告が平成18年11月に公表された。</p> <p>その後、関係諸法令等が改正されたことや新たな会計基準が公表されたことを受け、今般、所要の見直しを行い、改めて公表することとなった。ただし、見直しに当たっても、臨時計算書類を作成する場合に、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（以下「臨時決算日」という。）までに生じた損益等を反映させた分配可能額が算定されることを特に重視し、臨時決算を行う事業年度の初日から臨時決算日までを事業年度と並ぶ一会計期間とみなして、原則として年度決算に基づいた会計処理が行われるべきであるという考え方については変更していない。</p>	<p>会計制度委員会研究報告第12号</p> <p style="text-align: center;">臨時計算書類の作成基準について</p> <p style="text-align: right;">平成18年11月10日 日本公認会計士協会</p> <p>1.はじめに</p> <p><u>会社法</u>の現代化を目的とした「会社法」（平成17年法律第86号）が、平成18年5月1日から施行されている。会社法においては、<u>商法、有限会社法等各規定の再編成及び平仮名口語体化といった形式面だけではなく、諸制度間の不均衡の是正や、社会経済情勢の変化に対応するための見直し等、内容面に関して多岐にわたる改正が行われている。</u></p> <p><u>その改正事項の一つとして、臨時計算書類制度（会社法第441条）が導入された。臨時計算書類とは、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（以下「臨時決算日」という。）における貸借対照表、及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書をいう。臨時計算書類を作成した場合、当該事業年度の初日から臨時決算日までの期間に生じた損益等を分配可能額の計算に反映させることが可能となる（会社法第461条第2項第2号及び第5号）。</u></p> <p>臨時計算書類制度の詳細については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）において、作成に係る期間、作成方法及び表示等に関する事項が規定されているが（会社計算規則第92条等）、具体的な作成基準については、各事業年度に係る計算書類と同様に規定されていない。もっとも、会社法第431条では「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」とされているが、臨時計算書類制度自体が新たに創設された制度であるため、慣行といえる会計が存在しているわけではない。</p> <p><u>本研究報告では、このような状況を踏まえ、臨時計算書類の作成基準について検討し、今後の実務の参考に資することとした。取りまとめに当たっては、臨時計算書類を作成する場合に、臨時決算日までに生じた損益等を反映させた分配可能額が算定されることを特に重視し、臨時決算を行う事業年度の初日から臨時決算日までを事業年度と並ぶ一会計期間とみなして、原則として年度決算に基づいた会計処理が行われるべきであるとの考え方によっている。また、参考資料として、臨時計算書類としての貸借対照表及び損益計算書並びに重要な会計方針等の注記の記載例を示している（参考資料1）。さらに、分配可能額の算定について、本研究報告の利用者の参考に資するため、具体的な設例により解説している（参考資料2）。</u></p>

新	旧
<p>2. 臨時計算書類制度の概要</p> <p>株式会社は、臨時決算日における当該株式会社の財産の状況を把握するため、臨時計算書類を作成することができる（会社法第441条第1項）。<u>臨時計算書類とは、臨時決算日における貸借対照表、及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書をいう。臨時計算書類を作成した場合、当該事業年度の初日から臨時決算日までの期間に生じた損益等を分配可能額の計算に反映させることが可能となる（会社法第461条第2項第2号及び第5号）。</u></p> <p><u>臨時計算書類は、それを「作成することができる」としていることから明らかなように、臨時計算書類を作成するか否かは株式会社の任意である。また、臨時決算日とは、最終事業年度（会社法第2条第24号）の直後の事業年度に属する一定の日とされており、例えば中間決算日に相当する日、四半期決算日に相当する日などの特段の定めはなく、任意に定めることができる。ただし、その定義から、前事業年度に係る計算書類についての定時株主総会の承認（又は定時株主総会に提出する前の取締役会の承認）が未了である間は、当事業年度に属する日を臨時決算日とする臨時計算書類を作成することはできない。</u></p> <p>また、臨時計算書類の作成に係る期間（以下「臨時会計年度」という。）は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から臨時決算日までの期間であること、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならないこと、最終事業年度がないときは、成立の日から最初の事業年度が終結する日までの間、当該最初の事業年度に属する一定の日を臨時決算日とみなして会社法第441条の規定を適用することができることが明らかにされている（会社計算規則第60条第1項から第3項）。このほか、表示に関しては、各事業年度に係る計算書類等と同様の取扱いによる（会社計算規則第57条等）。</p> <p>さらに、各事業年度に係る計算書類と同様の監査役設置会社又は会計監査人設置会社における監査（会社法第441条第2項）、取締役会設置会社における取締役会の承認（同条第3項）、株主総会の承認（同条第4項）、備置き及び閲覧等（会社法第442条）の規定もある。ただし、各事業年度に係る計算書類とは異なり、株主総会の招集の通知に際しての株主への提供、株主総会への提出又は提供及び報告並びに公告は求められていない。</p> <p>具体的に、会計監査人設置会社において臨時計算書類に関する一連の流れは、以下のようになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時計算書類の作成（会社法第441条第1項） (2) 臨時計算書類の監査役又は会計監査人（委員会設置会社にあつては、監査委員会及び会計監査人）の監査（同条第2項） (3) 監査を受けた臨時計算書類に関する取締役会の承認（取締役会設置会社のみ）（同条第3項） (4) 臨時計算書類の株主総会の承認（同条第4項） <p>なお、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして次の から の要件をすべて満たす場合には、株主総会の承認は不要である（会社計算規則第135条）。</p> <p>会計監査報告の内容に無限定適正意見（会社計算規則第126条第1項第2号イに定める事項）又はこれに相当する事項が含まれていること</p> <p>会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと</p>	<p>2. 臨時計算書類制度の概要</p> <p>株式会社は、臨時決算日における当該株式会社の財産の状況を把握するため、臨時計算書類を作成することができる（会社法第441条第1項）。</p> <p>ここで、「作成することができる」としていることから明らかなように、臨時計算書類の作成は株式会社の任意である。また、臨時決算日とは、最終事業年度（会社法第2条第24号）の直後の事業年度に属する一定の日とされており、例えば中間決算日に相当する日、四半期決算日に相当する日などの特段の定めはなく、任意に定めることができる。ただし、その定義から、前事業年度に係る計算書類についての定時株主総会の承認（又は定時株主総会に提出する前の取締役会の承認）が未了である間は、当事業年度に属する日を臨時決算日とする臨時計算書類を作成することはできない。</p> <p>また、臨時計算書類の作成に係る期間（以下「臨時会計年度」という。）は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から臨時決算日までの期間であること、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならないこと、最終事業年度がないときは、成立の日から最初の事業年度が終結する日までの間、当該最初の事業年度に属する一定の日を臨時決算日とみなして会社法第441条の規定を適用することができることが明らかにされている（会社計算規則第92条第1項から第3項）。このほか、表示に関しては、各事業年度に係る計算書類等と同様の取扱いによる（会社計算規則第89条等）。</p> <p>さらに、各事業年度に係る計算書類と同様の監査役設置会社又は会計監査人設置会社における監査（会社法第441条第2項）、取締役会設置会社における取締役会の承認（同条第3項）、株主総会の承認（同条第4項）、備置き及び閲覧等（会社法第442条）の規定もある。ただし、各事業年度に係る計算書類とは異なり、株主総会の招集の通知に際しての株主への提供、株主総会への提出又は提供及び報告並びに公告は求められていない。</p> <p>具体的に、会計監査人設置会社において臨時計算書類に関する一連の流れは、以下のようになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時計算書類の作成（会社法第441条第1項） (2) 臨時計算書類の監査役又は会計監査人（委員会設置会社にあつては、監査委員会及び会計監査人）の監査（同条第2項） (3) 監査を受けた臨時計算書類に関する取締役会の承認（取締役会設置会社のみ）（同条第3項） (4) 臨時計算書類の株主総会の承認（同条第4項） <p>なお、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして次の から の要件をすべて満たす場合には、株主総会の承認は不要である（会社計算規則第163条）。</p> <p>会計監査報告の内容に無限定適正意見（会社計算規則第154条第1項第2号イに定める事項）又はこれに相当する事項が含まれていること</p> <p>会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと</p>

新	旧
<p>会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見でないこと</p> <p>臨時計算書類が会社計算規則第132条第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと</p> <p>取締役会を設置していること</p> <p>(5) 臨時計算書類の備置き及び閲覧等（会社法第442条）</p> <p>株式会社は、臨時計算書類（監査報告又は会計監査報告を含む。）を、作成した日から5年間、本店に備え置かなければならない（同条第1項第2号）。同様に、一定の場合を除き、支店にも3年間備え置かなければならない（同条第2項第2号）。</p> <p>また、株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、書面等の閲覧の請求や一定の費用を支払うことにより書面の謄本等の交付の請求等を行うことができる（同条第3項）。株式会社の親会社社員についても、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、同様に請求を行うことができる（同条第4項）。</p> <p>こうした臨時計算書類制度は、上場会社等においては半期報告書制度や四半期報告書制度が導入されていることから、会社法においても、株主や債権者に対する適時な財産状況等の開示制度を整備することが重要であると考えられたこと、また、各事業年度に係る貸借対照表に基づき行う分配規制についても、次に述べるように、当期の期中損益等を反映させることを可能とすること（会社法第461条第2項第2号及び第5号）により、剰余金の配当機会の弾力化とあわせて、株主に対するより柔軟な利益還元につながることから導入された。</p> <p>3. 剰余金の配当等の財源規制</p> <p>(1) 分配可能額の算定</p> <p>剰余金の配当等、一定の行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされている（会社法第461条第1項）。そして、この分配可能額は、<u>最終事業年度がある場合には、以下の及びの合計額から、からまでの合計額を控除したものに、及びを加えることにより算定される。</u></p> <p>剰余金の額（会社法第446条及び第461条第2項第1号、会社計算規則第149条及び第150条）</p> <p>剰余金の額は、最終事業年度の末日の剰余金であるその他資本剰余金及びその他利益剰余金（会社法第446条第1号、会社計算規則第149条）を基礎に、最終事業年度の末日後の処分自己株式の処分差損益（会社法第446条第2号）、資本金減少差益（同条第3号）、準備金減少差益（同条第4号）を加え、自己株式消却損（同条第5号）、剰余金の配当額（同条第6号）、資本金又は準備金繰入額（会社計算規則第150条第1項第1号）、剰余金の配当による準備金の計上額（同項第2号）、<u>吸収型再編受入行為に係る自己株式処分差損益（同項第3号）及び吸収分割会社又は新設分割会社となる吸収分割又は新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額（同項第4号）を控除し、さらに吸収型再編受入行為による剰余金の増減額（同項第5号）及び不公正発行の責任履行により増加したその他資本剰余金の額（同項第6号）を加えた額となる。</u></p>	<p>会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見でないこと</p> <p>臨時計算書類が会社計算規則第160条第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと</p> <p>取締役会を設置していること</p> <p>(5) 臨時計算書類の備置き及び閲覧等（会社法第442条）</p> <p>株式会社は、臨時計算書類（監査報告又は会計監査報告を含む。）を、作成した日から5年間、本店に備え置かなければならない（同条第1項第2号）。同様に、一定の場合を除き、支店にも3年間備え置かなければならない（同条第2項第2号）。</p> <p>また、株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、書面等の閲覧の請求や一定の費用を支払うことにより書面の謄本等の交付の請求等を行うことができる（同条第3項）。株式会社の親会社社員についても、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、同様に請求を行うことができる（同条第4項）。</p> <p>こうした臨時計算書類制度は、上場会社等においては半期報告書制度が導入され、<u>四半期報告もなされている</u>ことから、会社法においても、株主や債権者に対する適時な財産状況等の開示制度を整備することが重要であると考えられたこと、また、各事業年度に係る貸借対照表に基づき行う分配規制についても、次に述べるように、当期の期中損益等を反映させることを可能とすること（会社法第461条第2項第2号及び第5号）により、剰余金の配当機会の弾力化とあわせて、株主に対するより柔軟な利益還元につながることから導入された。</p> <p>3. 剰余金の配当等の財源規制</p> <p>(1) 分配可能額の算定</p> <p>剰余金の配当等、一定の行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされている（会社法第461条第1項）。そして、この分配可能額は、以下の及びの合計額から、<u>からまでの合計額を控除したものに、及びを加えることにより算定される。</u></p> <p>剰余金の額（会社法第446条及び第461条第2項第1号、会社計算規則第177条及び第178条）</p> <p>剰余金の額は、最終事業年度の末日の剰余金であるその他資本剰余金及びその他利益剰余金（会社法第446条第1号、会社計算規則第177条）を基礎に、最終事業年度の末日後の処分自己株式の処分差損益（会社法第446条第2号）、資本金減少差益（同条第3号）、準備金減少差益（同条第4号）を加え、自己株式消却損（同条第5号）、剰余金の配当額（同条第6号）、資本金又は準備金繰入額（会社計算規則第178条第1項第1号）、剰余金の配当による準備金の計上額（同項第2号）<u>及び吸収型再編受入行為に係る自己株式処分差損益（同項第3号）を控除し、さらに吸収型再編受入行為による剰余金の増減額（同項第4号）を加えた額となる。</u></p>

新	旧
<p>臨時計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた場合における臨時会計年度における利益の額及び処分自己株式の対価の額（会社法第461条第2項第2号、会社計算規則第156条）</p> <p>自己株式の帳簿価額（会社法第461条第2項第3号）</p> <p>最終事業年度の末日後の処分自己株式の対価の額（会社法第461条第2項第4号）</p> <p>臨時計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた場合における臨時会計年度における損失の額（会社法第461条第2項第5号、会社計算規則第157条）</p> <p>のれん等調整額が資本等金額（最終事業年度の末日における資本金の額及び準備金の額の合計額）を超える場合の差額（会社計算規則第158条第1号）</p> <p>のれん等調整額とは、のれんの額を2で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。当該額が資本等金額を超える場合のその差額を控除対象とするが、のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超える場合で、かつのれんの額を2で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超える場合については、最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額及び繰延資産の部に計上した額の合計額を控除する。</p> <p>その他有価証券評価差額金の差損額（同条第2号）</p> <p>土地再評価差額金の差損額（同条第3号）</p> <p>連単剰余金差損額（同条第4号）</p> <p>株式会社が連結配当規制適用会社である場合には、イの額からロとハの額の合計額を控除した額（零未満の場合には、零）を控除する。</p> <p>イ．最終事業年度の末日における貸借対照表の株主資本の額から、その他有価証券評価差額金の差損額、土地再評価差額金の差損額及びのれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額を超える場合には、資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額）を控除した額</p> <p>ロ．最終事業年度の末日後に子会社から当該株式会社の株式を取得した場合における当該株式の取得直前の当該子会社における帳簿価額のうち、当該株式会社の当該子会社に対する持分に相当する額</p> <p>ハ．最終事業年度の末日における連結貸借対照表の株主資本の額から、その他有価証券評価差額金の差損額、土地再評価差額金の差損額、及びのれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超える場合には、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額）を控除した額</p> <p>2回以上臨時計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る損益等の額（同条第5号）</p> <p>純資産の部（資本金及び準備金の額、新株予約権の額、評価・換算差額等の額）の額が、3百万円に満たない場合の不足額（同条第6号）</p> <p>最終事業年度の末日後における吸収型再編受入行為等に係る臨時会計年度の処分自己株式の対価の額（同条第7号）</p> <p>最終事業年度の末日後における不公正発行の責任履行額等（同条第8号）</p>	<p>臨時計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた場合における臨時会計年度における利益等の額（会社法第461条第2項第2号、会社計算規則第184条）</p> <p><u>不公正発行の責任履行により増加したその他資本剰余金の額及び処分自己株式の対価の額についても含まれる。</u></p> <p>自己株式の帳簿価額（会社法第461条第2項第3号）</p> <p>最終事業年度の末日後の処分自己株式の対価の額（会社法第461条第2項第4号）</p> <p>臨時計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた場合における臨時会計年度における損失の額（会社法第461条第2項第5号、会社計算規則第185条）</p> <p>のれん等調整額が資本等金額（最終事業年度の末日における資本金の額及び準備金の額の合計額）を超える場合の差額（会社計算規則第186条第1号）</p> <p>のれん等調整額とは、のれんの額を2で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。当該額が資本等金額を超える場合のその差額を控除対象とするが、のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超える場合で、かつのれんの額を2で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超える場合については、最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額及び繰延資産の部に計上した額の合計額を控除する。</p> <p>その他有価証券評価差額金の差損額（同条第2号）</p> <p>土地再評価差額金の差損額（同条第3号）</p> <p>連単剰余金差損額（同条第4号）</p> <p>株式会社が連結配当規制適用会社である場合には、イの額からロとハの額の合計額を控除した額（零未満の場合には、零）を控除する。</p> <p>イ．最終事業年度の末日における貸借対照表の株主資本の額から、その他有価証券評価差額金の差損額、土地再評価差額金の差損額及びのれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額を超える場合には、資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額）を控除した額</p> <p>ロ．最終事業年度の末日後に子会社から当該株式会社の株式を取得した場合における当該株式の取得直前の当該子会社における帳簿価額のうち、当該株式会社の当該子会社に対する持分に相当する額</p> <p>ハ．最終事業年度の末日における連結貸借対照表の株主資本の額から、その他有価証券評価差額金の差損額、土地再評価差額金の差損額、及びのれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超える場合には、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額）を控除した額</p> <p>2回以上臨時計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る損益等の額（同条第5号）</p> <p>純資産の部（資本金及び準備金の額、新株予約権の額、評価・換算差額等の額）の額が、3百万円に満たない場合の不足額（同条第6号）</p> <p>最終事業年度の末日後における吸収型再編受入行為等に係る臨時会計年度の処分自己株式の対価の額（同条第7号）</p> <p>最終事業年度の末日後における不公正発行の責任履行額等（同条第8号）</p>

新	旧
<p>最終事業年度の末日後に自己株式を対価として自己の株式を取得した場合における取得した株式の帳簿価額（自己株式以外の財産も交付する場合には当該財産の帳簿価額等を控除する。）（同条第9号）</p> <p>最終事業年度の末日後における吸収型再編受入行為等に係る処分自己株式の対価の額（同条第10号）</p> <p>臨時計算書類を作成し、株主総会等の承認を受けた場合には、上記のうち から 、 の純資産の部の額のうち評価・換算差額等の額、 及び については、臨時決算日を基準に算定することになる（会社計算規則第158条第1号）。</p> <p>なお、参考資料として、分配可能額の算定に係る具体的な設例を本研究報告の末尾に掲げている。</p> <p>(2) 剰余金の配当等に関する責任</p> <p>剰余金の配当等に関する責任には、当該行為を行う前の事前の責任と行った後の事業年度の末日における決算確定時の事後の責任とがある。</p> <p>まず、事前の責任であるが、(1)で説明した財源規制に違反して株式会社が剰余金の配当等の行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者及び当該行為に関する職務を行った業務執行者等は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う（会社法第462条第1項）。ただし、業務執行者等が、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の義務を負わないこととされており（同条第2項）、当該責任は過失責任とされている。また、当該責任に関しては、株主全員の同意がある場合であっても、分配可能額を超えて分配された部分については、免除することができない（同条第3項）。</p> <p>次に、事後の責任、すなわち期末の欠損てん補責任であるが、株式会社が剰余金の配当等の行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度に係る計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた時における分配可能額がマイナスとなるときは、当該行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、原則としてそのマイナスの額と配当等の会社法第465条第1項各号に定める額の合計額とのいずれか小さい額を支払う義務を負うこととされている（会社法第465条第1項本文）。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合には、この限りでないとしており（同項ただし書）、当該責任についても過失責任とされている。</p> <p>4. 臨時計算書類作成基準の基本的な考え方</p> <p>(1) 臨時計算書類の性格</p> <p>特定の制度における財務書類の性格や、それを踏まえた当該財務書類の作成のための作成基準のあり方を検討するに当たっては、当該制度における財務書類の目的を明らかにし、その目的に応じた作成基準を検討することが必要である。</p> <p>会社法により導入された臨時計算書類制度によれば、四半期報告制度の導入を踏まえて、利害関係者への適時な情報開示を行うことが可能になることに加え、期中損益等を分配可能額に反映させることにより、剰余金の配当機会の弾力化とあわせて、株主に対するより柔軟な利益還元が可能になる。すなわち、臨時計算書類制度には、各事業年度に係る計算書類と同様に、情報開示目的と利害調整目的の二つ</p>	<p>最終事業年度の末日後に自己株式を対価として自己の株式を取得した場合における取得した株式の帳簿価額（自己株式以外の財産も交付する場合には当該財産の帳簿価額等を控除する。）（同条第9号）</p> <p>最終事業年度の末日後における吸収型再編受入行為等に係る処分自己株式の対価の額（同条第10号）</p> <p>臨時計算書類を作成し、株主総会等の承認を受けた場合には、上記のうち から 、 の純資産の部の額のうち評価・換算差額等の額、 <u>の最終事業年度の末日後における不公正発行の責任履行額及び</u> については、臨時決算日を基準に算定することになる（会社計算規則第186条第1号）。</p> <p>なお、参考資料として、分配可能額の算定に係る具体的な設例を本研究報告の末尾に掲げている。</p> <p>(2) 剰余金の配当等に関する責任</p> <p>剰余金の配当等に関する責任には、当該行為を行う前の事前の責任と行った後の事業年度の末日における決算確定時の事後の責任とがある。</p> <p>まず、事前の責任であるが、(1)で説明した財源規制に違反して株式会社が剰余金の配当等の行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者及び当該行為に関する職務を行った業務執行者等は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う（会社法第462条第1項）。ただし、業務執行者等が、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の義務を負わないこととされており（同条第2項）、当該責任は過失責任とされている。また、当該責任に関しては、株主全員の同意がある場合であっても、分配可能額を超えて分配された部分については、免除することができない（同条第3項）。</p> <p>次に、事後の責任、すなわち期末の欠損てん補責任であるが、株式会社が剰余金の配当等の行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度に係る計算書類につき株主総会の承認（又は取締役会の承認）を受けた時における分配可能額がマイナスとなるときは、当該行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、原則としてそのマイナスの額と配当等の会社法第465条第1項各号に定める額の合計額とのいずれか小さい額を支払う義務を負うこととされている（会社法第465条第1項本文）。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合には、この限りでないとしており（同項ただし書）、当該責任についても過失責任とされている。</p> <p>4. 臨時計算書類作成基準の基本的な考え方</p> <p>(1) 臨時計算書類の性格</p> <p>特定の制度における財務書類の性格や、それを踏まえた当該財務書類の作成のための作成基準のあり方を検討するに当たっては、当該制度における財務書類の目的を明らかにし、その目的に応じた作成基準を検討することが必要である。</p> <p>会社法により導入された臨時計算書類制度によれば、四半期報告制度の導入を踏まえて、利害関係者への適時な情報開示を行うことが可能になることに加え、期中損益等を分配可能額に反映させることにより、剰余金の配当機会の弾力化とあわせて、株主に対するより柔軟な利益還元が可能になる。すなわち、臨時計算書類制度には、各事業年度に係る計算書類と同様に、情報開示目的と利害調整目的の二つ</p>

新	旧
<p>があるといえる。このため、臨時計算書類の作成基準も、各事業年度に係る計算書類と同様に、実績主義に基づいて、当該事業年度の初日から臨時決算日までの会計期間を事業年度と並ぶ一会計期間とみた上で、原則として、年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成する必要がある。ただし、臨時計算書類が事業年度に属する一定の日を基準に作成されるという固有の事情から、すべてについて各事業年度に係る計算書類と同様の作成基準によることができない場合があるため、例外的処理の採用を認める必要がある。</p> <p>(2) 臨時計算書類の構成</p> <p>臨時計算書類とは、臨時決算日における貸借対照表（以下「臨時貸借対照表」という。）及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書（以下「臨時損益計算書」という。）をいう。</p> <p>すなわち、臨時計算書類には、法文上は、株主資本等変動計算書や個別注記表は含まれない。確かに、期中の損益等を反映させた分配可能額の算定という目的からは、各事業年度に係る計算書類と同様の株主資本等変動計算書や個別注記表を求める必要はないと考えられる。しかし、臨時計算書類が会計監査人の監査の対象となることを踏まえると、二重責任の原則から、重要な会計方針に係る事項等の注記が必要であると思われる。</p> <p>このため、本研究報告では、会社法による要請はないものの、臨時計算書類の作成に際しては、少なくとも継続企業の前提に関する注記、重要な会計方針に係る事項（会計方針の変更を含む。）に関する注記、重要な偶発事象に関する注記、及び重要な後発事象に関する注記が必要と判断した。</p> <p>(3) 四半期財務諸表に関する会計基準との関係</p> <p>金融商品取引法の制定により法定化された四半期報告制度においては、有価証券報告書制度や半期報告書制度と比べて、開示時期がかなり早期化されることとなった。四半期財務諸表は、投資者に対する企業業績等に係る情報を迅速に提供するために開示が求められているものであり、開示の迅速性が重視されている。このため、企業会計基準委員会企業会計基準第12号「<u>四半期財務諸表に関する会計基準</u>」においては、実績主義を原則としつつも、情報開示の迅速性確保のため、簡便的な会計処理の採用が容認されている。</p> <p>具体的には、中間財務諸表作成基準において認められている項目（たな卸資産の実地たな卸の省略、減価償却方法に定率法を採用している場合の処理、退職給付引当金の按分計算等）に加え、一般債権の貸倒見積高の算定方法、たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの方法、原価差異の配賦方法、固定資産の減価償却費の算定方法、経過勘定項目の処理方法、税金費用の算定方法などについて、中間財務諸表の作成よりもさらに簡便的な処理の採用が容認されている。</p> <p>一方、本研究報告における臨時計算書類の作成基準では、情報開示の迅速性よりも利害調整目的として分配可能額の算定に影響を及ぼす点を重視しているため、四半期財務諸表とは異なり、簡便的な処理の採用は限定的なものであると考えている。</p> <p>したがって、企業会計基準委員会による四半期財務諸表の作成基準と本研究報告で示している臨時計算書類の作成基準は、実績主義を原則とする点については共通するものであるが、四半期財務諸表の作</p>	<p>があるといえる。このため、臨時計算書類の作成基準も、各事業年度に係る計算書類と同様に、実績主義に基づいて、当該事業年度の初日から臨時決算日までの会計期間を事業年度と並ぶ一会計期間とみた上で、原則として、年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成する必要がある。ただし、臨時計算書類が事業年度に属する一定の日を基準に作成されるという固有の事情から、すべてについて各事業年度に係る計算書類と同様の作成基準によることができない場合があるため、例外的処理の採用を認める必要がある。</p> <p>(2) 臨時計算書類の構成</p> <p>臨時計算書類とは、臨時決算日における貸借対照表（以下「臨時貸借対照表」という。）及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書（以下「臨時損益計算書」という。）をいう。</p> <p>すなわち、臨時計算書類には、法文上は、株主資本等変動計算書や個別注記表は含まれない。確かに、期中の損益等を反映させた分配可能額の算定という目的からは、各事業年度に係る計算書類と同様の株主資本等変動計算書や個別注記表を求める必要はないと考えられる。しかし、臨時計算書類が会計監査人の監査の対象となることを踏まえると、二重責任の原則から、重要な会計方針に係る事項等の注記が必要であると思われる。</p> <p>このため、本研究報告では、会社法による要請はないものの、臨時計算書類の作成に際しては、少なくとも継続企業の前提に関する注記、重要な会計方針に係る事項（会計方針の変更を含む。）に関する注記、重要な偶発事象に関する注記、及び重要な後発事象に関する注記が必要と判断した。</p> <p>(3) 四半期財務諸表との関係</p> <p>金融商品取引法の制定により四半期報告制度が法定化され、今後、対象となる会社等、その詳細が決定する予定であるが、<u>従来の有価証券報告書制度や半期報告書制度と比べて、開示時期は</u>かなり早期化されることとなる。四半期財務諸表は、投資者に対する企業業績等に係る情報を適時に提供するために開示が求められているものであり、その情報の適時性、迅速性が重視される。このため、<u>当該制度における四半期財務諸表の作成基準については、企業会計基準委員会において、実績主義を原則としつつも、情報開示の適時性、迅速性確保のための簡便的な処理の採用が検討されているところである。</u></p> <p>具体的には、<u>四半期財務諸表は中間財務諸表よりも情報開示の適時性や迅速性が求められていることを踏まえ、企業会計基準委員会から公表されている「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」（平成17年12月27日）において、中間財務諸表作成基準において認められている項目（たな卸資産の実地たな卸の省略、減価償却方法に定率法を採用している場合の処理、退職給付引当金の按分計算）に加え、一般債権・貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定方法、たな卸資産に関する低価法採用会社における評価損の算定方法、原価差異の配賦方法、固定資産の減価償却費の算定方法、経過勘定及び未経過勘定の処理、法人税等、及び繰延税金資産・負債の算定方法などについて、中間財務諸表の作成よりもさらに簡便的な処理を容認する方向性が示されている。</u></p> <p>一方、本研究報告における臨時計算書類の作成基準については、情報開示の迅速性よりも利害調整目的として分配可能額の算定に影響を及ぼす点を重視しているため、四半期財務諸表とは異なり、簡便的な処理の採用は限定的なものであると考えている。</p> <p>したがって、企業会計基準委員会による四半期財務諸表の作成基準と本研究報告で示している臨時計算書類の作成基準は、実績主義を原則とする点については共通するものであるが、四半期財務諸表の作</p>

新	旧
<p>成基準の場合には、開示の迅速性確保の観点から、臨時計算書類の作成基準より簡便的な処理の採用が広がる余地がある。そのため、仮に、臨時決算日が四半期決算日と同一の場合、両者の基準により計算された損益は異なることもあり得る。しかし、利害関係者に対する情報開示という観点からは、同じ日を基準日として作成する財務諸表の数値が二つあることは混乱をきたす可能性がある。したがって、そのような場合には、臨時計算書類において、四半期財務諸表と作成基準が異なるため数値が異なる旨を注記することが望ましい。</p> <p>(4) 臨時決算とその後の決算との関係</p> <p><u>臨時決算後の年度決算や臨時決算が複数回行われた場合における2回目以降の臨時決算では、それらより前に行われた臨時決算における会計処理にかかわらず、会計期間全体を対象として改めて会計処理を行うことになると考えられる。これは、年度の決算数値が臨時決算の有無やその頻度により左右されることは想定されていないと考えられること、また臨時決算が複数回行われた場合、分配可能額の算定上も洗替えによって算定されると考えられる（会社法第461条第2項第2号及び第5号、会社計算規則第156条、第157条、及び第158条第5号）ことからである。臨時決算後の四半期決算及び中間決算との関係においても同様である。</u></p> <p><u>ただし、臨時会計年度において「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日 企業会計審議会）を適用して減損処理を行った場合には、その後の決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、その後の決算において、会計期間全体を対象として改めて会計処理を行わないことに留意する必要がある（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第63項及び第145項参照）。</u></p> <p><u>なお、臨時決算において有価証券の減損処理（時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、入手された直近の財務諸表等をもとに行う減損処理や、時価のある債券について、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落したときに行う減損処理）をした場合には、その後の決算において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、臨時決算において行った減損処理をその後の決算で戻入処理することは慎重でなければならない（日本公認会計士協会会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」Q31参照）。</u></p> <p>5. 臨時計算書類の作成基準</p> <p>(1) 総論</p> <p>臨時計算書類作成の一般原則</p> <p>臨時計算書類は、実績主義に基づいて、臨時会計年度を事業年度と並ぶ一会計期間とみた上で、原則として、年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成すべきであると考えられることから、臨時計算書類作成の一般原則は次のとおりとする。</p> <p>イ. 臨時計算書類は、法令及び定款に従い臨時会計年度に係る会社の財産及び損益の状況を正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>成基準の場合には、<u>その開示の適時性、迅速性確保の観点から、臨時計算書類の作成基準より簡便的な処理の採用が広がる余地がある。また、臨時決算が四半期ごとに複数回行われる場合で、四半期決算手続を四半期単位積上げ方式によった場合、臨時計算書類は過去の臨時計算書類を洗い替えて再計算することにより累計情報を作成する方式によると解されるため、両者の決算手続が異なる。</u></p> <p>そのため、仮に、臨時決算日が四半期決算日と同一の場合、両者の基準により計算された損益は異なることもあり得る。しかし、利害関係者に対する情報開示という観点からは、同じ日を基準日として作成する財務諸表の数値が二つあることは混乱をきたす可能性がある。したがって、そのような場合には、臨時計算書類において、四半期財務諸表と作成基準が異なるため数値が異なる旨を注記することが望ましい。</p> <p>5. 臨時計算書類特有の会計処理</p> <p>(1) 総論</p> <p>臨時計算書類作成の一般原則</p> <p>臨時計算書類は、実績主義に基づいて、臨時会計年度を事業年度と並ぶ一会計期間とみた上で、原則として、年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成すべきであると考えられることから、臨時計算書類作成の一般原則は次のとおりとする。</p> <p>イ. 臨時計算書類は、法令及び定款に従い臨時会計年度に係る会社の財産及び損益の状況を正しく表示するものでなければならない。</p>

新	旧
<p>ロ．前事業年度において採用した会計処理の原則及び手続は、臨時会計年度においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p> <p>臨時計算書類の作成基準（総論）</p> <p>実績主義を採用したことに伴い、臨時計算書類は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。</p> <p>しかし、臨時会計年度が事業年度の途中であるため、実務上は、年度決算のように実施できない会計処理がある。例えば、法人税等の税金計算は臨時会計年度で税務申告を行うわけではないため、事業年度と全く同じ方法で法人税等を計算することはできない。</p> <p>また、退職給付会計に基づく退職給付費用の計算は期首に年間の数値を算定しているが、臨時決算により臨時決算日時点の退職給付債務の数理計算を改めて行うことは、臨時計算書類作成者の事務負担の増加が懸念され、年度決算と同一の手続を追求すると臨時計算書類制度を普及していく上での障害になることが危惧される。そもそも、将来の収益と対応させる費用配分の手続は、一定の仮定に基づき合理的に見積もられることを前提としており、ある程度簡便な決算手続も許容されるものと考えられる。</p> <p>他方、近年、我が国で整備されてきた会計基準のうち評価に関するもの（例えば、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性、金融商品会計における有価証券の減損処理など）は、基本的に年度決算と中間決算で取扱いに違いがないことに示されているように、一般に、収益性の低下により貸借対照表の帳簿価額を切り下げるという手続は、費用配分に関する手続に比べて厳格さが求められる。なぜなら、収益性の低下という判断は、いつ決算を行うかによって変わり得るものではないからである。<u>企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」においては、情報開示の迅速性確保のため評価に関しても簡便的な会計処理の採用が容認されているが、臨時計算書類の作成に当たっては、利害調整目的として分配可能額の算定に影響を及ぼすことを重視し、評価に関して厳格な手続を実施する必要がある。</u></p> <p>そこで、既存の会計基準に照らしてみた場合、臨時計算書類の作成基準として、費用配分に関する基準の一部について簡便法を認める「中間財務諸表作成基準」が適切であると考えられる。したがって、臨時計算書類は、原則として同基準に準じて作成することとし、これにより、年度決算の会計処理とは異なる臨時決算特有の会計処理が一部認められることになる。</p> <p>(2) 各論</p> <p>臨時決算特有の会計処理（費用配分）</p> <p>臨時計算書類は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならないが、費用配分について簡便な決算手続によることができる。簡便な決算手続の適用例として、次のようなものがある。</p> <p>イ．臨時決算時におけるたな卸高は、適切な帳簿記録がなされている場合に、前事業年度に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定することができる。</p> <p>ロ．減価償却の方法として定率法を採用している場合には、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により減価償却費を計上することができる。</p> <p>ハ．退職給付費用は、事業年度の合理的な見積額を期間按分する方法により計上することができる。</p>	<p>ロ．前事業年度において採用した会計処理の原則及び手続は、臨時会計年度においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p> <p>臨時計算書類の作成基準（総論）</p> <p>実績主義を採用したことに伴い、臨時計算書類は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。</p> <p>しかし、臨時会計年度が事業年度の途中であるため、実務上は、年度決算のように実施できない会計処理がある。例えば、法人税等の税金計算は臨時会計年度で税務申告を行うわけではないため、事業年度と全く同じ方法で法人税等を計算することはできない。</p> <p>また、退職給付会計に基づく退職給付費用の計算は期首に年間の数値を算定しているが、臨時決算により臨時決算日時点の退職給付債務の数理計算を改めて行うことは、臨時計算書類作成者の事務負担の増加が懸念され、年度決算と同一の手続を追求すると臨時計算書類制度を普及していく上での障害になることが危惧される。そもそも、将来の収益と対応させる費用配分の基準は、一定の仮定に基づき合理的に見積もられることを前提としており、ある程度簡便な決算手続も許容されるものと考えられる。</p> <p>他方、近年、我が国で整備されてきた会計基準のうち評価に関するもの（例えば、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性、金融商品会計における有価証券の減損処理など）は、基本的に年度決算と中間決算で取扱いに違いがないことに示されているように、一般に、収益性の低下により貸借対照表の帳簿価額を切り下げるという基準は、費用配分に関する基準に比べて厳格さが求められる。なぜなら、収益性の低下という判断は、いつ決算を行うかによって変わり得るものではないからである。</p> <p>このような状況を鑑みて、既存の会計基準に照らしてみた場合、臨時計算書類の作成基準として、費用配分に関する基準の一部について簡便法を認める「中間財務諸表作成基準」が適切であると考えられる。したがって、臨時計算書類は、原則として同基準に準じて作成することとし、これにより、年度決算の会計処理とは異なる臨時決算特有の会計処理が一部認められることになる。</p> <p>(2) 各論</p> <p>臨時決算特有の会計処理（費用配分）</p> <p>臨時計算書類は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならないが、費用配分について簡便な決算手続によることができる。簡便な決算手続の適用例として、次のようなものがある。</p> <p>イ．臨時決算時におけるたな卸高は、適切な帳簿記録がなされている場合に、前事業年度に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定することができる。</p> <p>ロ．減価償却の方法として定率法を採用している場合には、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により減価償却費を計上することができる。</p> <p>ハ．退職給付費用は、事業年度の合理的な見積額を期間按分する方法により計上することができる。</p>

新	旧
<p>臨時決算特有の会計処理（税金計算）</p> <p>法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、臨時会計年度を事業年度と並ぶ一会計期間とみなして、臨時会計年度を含む事業年度の法人税、住民税及び事業税の計算に適用される税率に基づき、年度決算と同様に税効果会計を適用して計算する。ただし、臨時会計年度を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、臨時会計年度の税引前純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によることができる。</p> <p>____会計方針の変更</p> <p>前事業年度に採用していた会計方針を当事業年度に変更する場合、事業年度と臨時会計年度及び臨時会計年度相互間の会計方針の首尾一貫性の観点から、原則として、最初の臨時会計年度から変更しなければならないと考えられる。</p>	<p>臨時決算特有の会計処理（税金計算）</p> <p>法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、臨時会計年度を事業年度と並ぶ一会計期間とみなして、臨時会計年度を含む事業年度の法人税、住民税及び事業税の計算に適用される税率に基づき、年度決算と同様に税効果会計を適用して計算する。ただし、臨時会計年度を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、臨時会計年度の税引前純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によることができる。</p> <p><u>臨時決算と年度決算（2回目以降の臨時決算を含む。）との関係について</u></p> <p><u>イ．両決算で異なる金額の計上</u></p> <p><u>年度決算（2回目以降の臨時決算を含む。）では、臨時会計年度を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われるため、臨時決算の基礎となった金額とは異なる金額が計上される場合がある。</u></p> <p><u>例えば、たな卸資産の評価基準としていわゆる低価法が採用されている場合や、<u>其他有価証券に係る評価差額の処理に当たり部分純資産直入法が採用されている場合において、臨時決算日の時価が取得原価よりも下落したときは、臨時決算において評価損が計上されるが、当該臨時会計年度を含む事業年度の末日の時価が取得原価以上の価額に回復したときは、年度決算では評価損は計上されない。</u></u></p> <p><u>ロ．有価証券の減損処理</u></p> <p><u>臨時決算において有価証券を減損処理した場合、<u>年度決算での洗替処理は無条件に認められるわけではなく、原則として市場価格のある株式に限定される。</u></u></p> <p><u>時価のある債券について、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合、一般的には信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いいため、臨時決算において行った減損処理を年度決算で戻入処理することは慎重でなければならない。</u></p> <p><u>市場価格のない株式で子会社株式及び関連会社株式以外の株式の場合、<u>対象会社の決算期によっては、臨時決算の時点において直近の財務諸表等の資料が入手されることが考えられ、臨時決算において減損処理を行うのが合理的であり、特に年度決算において洗替処理を行う必要性は乏しいと思われる。また、中間決算において減損処理が行われ、その後臨時決算を行う場合においても洗替処理を行う必要性は乏しいと思われる。</u></u></p> <p><u>ハ．固定資産の減損会計</u></p> <p><u>臨時会計年度において「<u>固定資産の減損に係る会計基準</u>」（平成14年8月9日 企業会計審議会）を適用して減損処理を行った場合には、<u>年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、年度決算において、臨時会計年度を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わない。また、中間決算において減損処理が行われ、その後臨時決算を行う場合も追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、改めて会計処理を行う必要はない。</u></u></p> <p><u>二．会計方針の変更</u></p> <p>前事業年度に採用していた会計方針を当事業年度に変更する場合、事業年度と臨時会計年度及び臨時会計年度相互間の会計方針の首尾一貫性の観点から、原則として、最初の臨時会計年度から変更しなければならないと考えられる。</p>

新	旧																								
<p>しかし、最初の臨時決算日後から当事業年度末日の間において発生した特殊な事情、例えば、当初考慮する必要がなかったが企業を取り巻く環境変化により考慮せざるを得ない状況（物価の著しい上昇等）が発生した場合や、会計処理に関する法令等の改正が行われた場合等において、首尾一貫性を保持し得ない場合もあり、次のような変更パターンが考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="379 394 1282 554"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前事業年度</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>臨時会計年度</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>* AとBは各々の会計処理の方法を示す。</p> <p>なお、このパターンは、余程特殊であり、かつ合理的な事情の存する場合に限られるものと思われる。</p> <p>— 継続企業の前提に関する開示</p> <p>継続企業の前提に関する開示については、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」を参考にすることになると考えられる。本研究報告においては、臨時計算書類の作成基準を分配可能額に影響を及ぼすことを重視して取りまとめており、原則として年度決算に基づいて会計処理が行われるべきであると考えている。したがって、継続企業の前提についても少なくとも臨時決算日の翌日から1年間について継続企業の前提に関する評価を実施することが求められ、特に慎重な検討が必要であると考えられる。</p> <p>— 後発事象に関する取扱い</p> <p>後発事象に関する取扱いについては、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づくことになる。修正後発事象については、臨時計算書類に係る会計監査人の監査報告書日までに発生した事象につき、その影響を反映させるために臨時計算書類を修正することになる。</p> <p>— 偶発事象に関する取扱い</p> <p>偶発事象に関する取扱いについては、日本公認会計士協会監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」等を参考にすることになると考えられる。</p> <p>6. 臨時計算書類の表示</p> <p>臨時貸借対照表及び臨時損益計算書の表示については、原則として各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に準じて記載するものとする。</p>	年度			前事業年度	A	A	臨時会計年度	A	B	当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）	B	A	<p>しかし、最初の臨時決算日後から当事業年度末日の間において発生した特殊な事情、例えば、当初考慮する必要がなかったが企業を取り巻く環境変化により考慮せざるを得ない状況（物価の著しい上昇等）が発生した場合や、会計処理に関する法令等の改正が行われた場合等において、首尾一貫性を保持し得ない場合もあり、次のような変更パターンが考え得る。</p> <table border="1" data-bbox="1676 394 2579 554"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前事業年度</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>臨時会計年度</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>* AとBは各々の会計処理の方法を示す。</p> <p>なお、このパターンは、余程特殊であり、かつ合理的な事情の存する場合に限られるものと思われる。</p> <p>— 臨時決算が複数回行われる場合について</p> <p>臨時決算が事業年度中に複数回行われる場合、決算手続の方法として、各臨時会計年度の会計情報を積み上げていく「積上げ方式」と、過去の臨時計算書類を洗い替えて再計算することにより累計情報を作成する「累計方式」の二つの考え方が存在する。</p> <p>臨時決算が複数回行われた場合、分配可能額の算定上、直近の臨時決算に係る損益を控除した上で（会社計算規則第186条第5号）、最終の臨時会計年度における損益を加算する（会社法第461条第2項第2号及び第5号、会社計算規則第184条及び第185条）。つまり、分配可能額は洗替えによって算定されることから、臨時決算手続の方法としては、累計方式を採用することになると考えられる。</p> <p>— 継続企業の前提に係る開示について</p> <p>継続企業の前提に係る開示については、日本公認会計士協会監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」を参考にすることになると考えられる。継続企業の前提に係る評価期間については、少なくとも臨時決算日が属する事業年度末日までということになるとと思われる。</p> <p>— 後発事象に係る取扱いについて</p> <p>後発事象に係る取扱いについては、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」を参考にすることになると考えられる。修正後発事象については、臨時計算書類に係る会計監査人の監査報告書日までに発生した事象につき、その影響を反映させるために臨時計算書類を修正することになるとと思われる。</p> <p>— 偶発事象に係る取扱いについて</p> <p>偶発事象に係る取扱いについては、日本公認会計士協会監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」等を参考にすることになると考えられる。</p> <p>6. 臨時計算書類の表示</p> <p>臨時貸借対照表及び臨時損益計算書の表示については、原則として各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に準じて記載するものとする。</p>	年度			前事業年度	A	A	臨時会計年度	A	B	当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）	B	A
年度																									
前事業年度	A	A																							
臨時会計年度	A	B																							
当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）	B	A																							
年度																									
前事業年度	A	A																							
臨時会計年度	A	B																							
当事業年度（2回目以降の臨時会計年度を含む。）	B	A																							

新

臨時決算についても年度決算に基づいた会計処理が行われるべきであること、会社計算規則の規定においても臨時計算書類の表示について異なる取扱いを求めている規定がないことから、具体的な表示区分及び科目についても各事業年度に係る計算書類と同様の記載をすべきものとした。

ただし、臨時貸借対照表については臨時決算日時点での財政状態を年度決算に準じた表示方法で記載することになるが、臨時損益計算書については、すでに述べたとおり、臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの損益の累計を表示することに留意する必要がある。

これは、会社法の規定では、年に数回の臨時決算を行うことが可能であるため、例えば2回目の臨時決算は、1回目の臨時決算日の翌日から2回目の臨時決算日までの損益を表示するのではなく、あくまで臨時決算日の属する事業年度の初日から2回目の臨時決算日までの損益を表示するということである。すなわち、1回目の臨時損益計算書に表示された売上等の損益は、2回目の臨時損益計算書の売上等の損益に再び含めて表示されることになる。

なお、臨時貸借対照表及び臨時損益計算書の表示科目と前事業年度の貸借対照表及び損益計算書の表示科目との継続性については、原則として同一の科目を用いるべきであるが、臨時決算による分配可能額の算定に影響がない科目等については、簡便な表示方法を認めても差し支えないものと考えられる。

本研究報告の末尾に、参考資料として臨時貸借対照表及び臨時損益計算書並びに関連する注記の例を掲げている。会社計算規則には、計算書類のひな型は含まれていないことから、そもそも各事業年度に係る計算書類自体の表示方法が具体的には示されていないが、会社計算規則の表示科目に関する規定をもとに財務諸表等規則の様式を参考に作成したものである。

実務においては、個々の会社の実情に応じて適宜表示科目等を見直すことにより、臨時計算書類を作成することになる。

以上

【参考資料1：臨時計算書類の例示】

臨時貸借対照表

臨時貸借対照表

(平成××年××月××日現在)*1

(金額単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	××××	流動負債	××××
現金及び預金	××××	支払手形	××××
受取手形	××××	買掛金	××××
売掛金	××××	短期借入金	××××
有価証券	××××	リース債務	××××
商品及び製品	××××	未払金	××××
仕掛品	××××	未払費用	××××
原材料及び貯蔵品	××××	未払法人税等	××××
前渡金	××××	前受金	××××
前払費用	××××	引当金	××××
繰延税金資産	××××	資産除去債務	××××
.....	××××	××××
.....	××××	固定負債	××××
.....	××××	社債	××××

旧

臨時決算についても年度決算に基づいた会計処理が行われるべきであること、会社計算規則の規定においても臨時計算書類の表示について異なる取扱いを求めている規定がないことから、具体的な表示区分及び科目についても各事業年度に係る計算書類と同様の記載をすべきものとした。

しかし、臨時貸借対照表については臨時決算日時点での財政状態を年度決算に準じた表示方法で記載することになるが、臨時損益計算書については、すでに述べたとおり、臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの損益の累計を表示することに留意する必要がある。

これは、会社法の規定では、年に数回の臨時決算を行うことが可能であるため、例えば2回目の臨時決算は、1回目の臨時決算日の翌日から2回目の臨時決算日までの損益を表示するのではなく、あくまで臨時決算日の属する事業年度の初日から2回目の臨時決算日までの損益を表示するということである。すなわち、1回目の臨時損益計算書に表示された売上等の損益は、2回目の臨時損益計算書の売上等の損益に再び含めて表示されることになる。

なお、臨時貸借対照表及び臨時損益計算書の表示科目と前事業年度の貸借対照表及び損益計算書の表示科目との継続性については、原則として同一の科目を用いるべきであるが、臨時決算による分配可能額の算定に影響がない科目等については、簡便な表示方法を認めても差し支えないものと考えられる。

本研究報告の末尾に、参考資料として臨時貸借対照表及び臨時損益計算書並びに関連する注記の例を掲げている。会社計算規則には、計算書類のひな型は含まれていないことから、そもそも各事業年度に係る計算書類自体の表示方法が具体的には示されていないが、会社計算規則の表示科目に関する規定をもとに財務諸表等規則の様式を参考に作成したものである。

実務においては、個々の会社の実情に応じて適宜表示科目等を見直すことにより、臨時計算書類を作成することになる。

以上

【参考資料1：臨時計算書類の例示】

臨時貸借対照表

臨時貸借対照表

(平成××年××月××日現在)*1

(金額単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	××××	流動負債	××××
現金及び預金	××××	支払手形	××××
受取手形	××××	買掛金	××××
売掛金	××××	短期借入金	××××
有価証券	××××	未払金	××××
商品	××××	未払費用	××××
製品	××××	未払法人税等	××××
半製品	××××	前受金	××××
原材料	××××	引当金	××××
仕掛品	××××	××××
貯蔵品	××××	××××
前渡金	××××	××××
前払費用	××××	固定負債	××××
繰延税金資産	××××	社債	××××

新		旧	
貸倒引当金	××××	長期借入金	××××
固定資産	××××	リース債務	××××
有形固定資産	××××	退職給付引当金	××××
建物	××××	資産除去債務	××××
構築物	××××	・・・・・・	××××
機械及び装置	××××	負債の部合計	××××
・・・・・・	××××	純資産の部	
・・・・・・	××××	株主資本	××××
土地	××××	資本金	××××
リース資産	××××	資本剰余金	××××
建設仮勘定	××××	資本準備金	××××
無形固定資産	××××	その他資本剰余金	××××
のれん	××××	利益剰余金	××××
借地権	××××	利益準備金	××××
・・・・・・	××××	その他利益剰余金 *2	××××
投資その他の資産	××××	任意積立金	××××
投資有価証券	××××	繰越利益剰余金	××××
関係会社株式	××××	(臨時期間純損益)	(××××)
出資金	××××	自己株式	××××
長期貸付金	××××	評価・換算差額等	××××
繰延税金資産	××××	其他有価証券評価差額金	××××
・・・・・・	××××	繰延ヘッジ損益	××××
貸倒引当金	××××	土地再評価差額金	××××
繰延資産	××××	新株予約権	××××
資産の部合計	××××	純資産の部合計	××××
		負債・純資産の部合計	××××

(*1) 臨時決算日時点の財政状態について記載する。

(*2) 株主資本等変動計算書を作成しないため、その他利益剰余金の内訳を記載することが望ましい。
また、臨時期間純損益も付記することが望ましい。

臨時損益計算書

臨時損益計算書

〔 自 平成××年××月××日
至 平成××年××月××日 〕 *1

(金額単位：千円)

科目	金額
売上高	××××
売上原価	××××
売上総利益	××××
販売費及び一般管理費	××××
営業利益	××××
営業外収益	××××
受取利息	××××
・・・・・・	××××
営業外費用	××××
支払利息	××××
・・・・・・	××××
経常利益	××××

・・・・・・	××××	長期借入金	××××
貸倒引当金	××××	退職給付引当金	××××
固定資産	××××	・・・・・・	××××
有形固定資産	××××	負債の部合計	××××
建物	××××	純資産の部	
構築物	××××	株主資本	××××
機械及び装置	××××	資本金	××××
・・・・・・	××××	資本剰余金	××××
土地	××××	資本準備金	××××
建設仮勘定	××××	その他資本剰余金	××××
無形固定資産	××××	利益剰余金	××××
のれん	××××	利益準備金	××××
借地権	××××	その他利益剰余金 *2	××××
・・・・・・	××××	任意積立金	××××
投資その他の資産	××××	繰越利益剰余金	××××
投資有価証券	××××	(臨時期間純損益)	(××××)
関係会社株式	××××	自己株式	××××
出資金	××××	評価・換算差額等	××××
長期貸付金	××××	其他有価証券評価差額金	××××
繰延税金資産	××××	繰延ヘッジ損益	××××
・・・・・・	××××	土地再評価差額金	××××
貸倒引当金	××××	新株予約権	××××
繰延資産	××××	純資産の部合計	××××
資産の部合計	××××	負債・純資産の部合計	××××

(*1) 臨時決算日時点の財政状態について記載する。

(*2) 株主資本等変動計算書を作成しないため、その他利益剰余金の内訳を記載することが望ましい。
また、臨時期間純損益も付記することが望ましい。

臨時損益計算書

臨時損益計算書

〔 自 平成××年××月××日
至 平成××年××月××日 〕 *1

(金額単位：千円)

科目	金額
売上高	××××
売上原価	××××
売上総利益	××××
販売費及び一般管理費	××××
営業利益	××××
営業外収益	××××
受取利息	××××
・・・・・・	××××
営業外費用	××××
支払利息	××××
・・・・・・	××××
経常利益	××××

新		旧	
特別利益	××××	特別利益	××××
固定資産売却益	××××	固定資産売却益	××××
.....	××××	××××
特別損失	××××	特別損失	××××
固定資産売却損	××××	固定資産売却損	××××
.....	××××	××××
税引前臨時期間純損益 *2	××××	税引前臨時期間純損益 *2	××××
法人税等	××××	法人税等	××××
法人税等調整額	××××	法人税等調整額	××××
臨時期間純損益 *2	××××	臨時期間純損益 *2	××××
<p>(*1) 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間について作成する。</p> <p>(*2) 当該損益の表示については、適当な名称を付すことができるとされている（会社計算規則第92条第3項及び第94条第3項）。本例示においては参考として「税引前臨時期間純損益」「臨時期間純損益」と付している。</p>		<p>(*1) 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間について作成する。</p> <p>(*2) 当該損益の表示については、適当な名称を付すことができるとされている（会社計算規則第123条第3項及び第125条第3項）。本例示においては参考として「税引前臨時期間純損益」「臨時期間純損益」と付している。</p>	
注記例		注記例	
<p>1. 継続企業の前提に関する注記（前事業年度において重要な不確実性が認められた場合であって、当臨時会計年度も継続している場合の記載例）</p> <p>当社は、当臨時会計年度においても、前事業年度に引き続き、千円の債務超過になっております。これにより、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、.....。</p> <p>しかしながら、.....のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、臨時計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を臨時計算書類に反映しておりません。</p> <p>* 臨時決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合（当該臨時決算日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）には、各事業年度に係る計算書類に準じて会社計算規則第100条に規定されている事項を注記する。</p>		<p>1. 継続企業の前提に関する注記（前事業年度において疑義が生じており、当臨時会計年度も継続している場合の記載例）</p> <p>当社は、当臨時会計年度においても、前事業年度に引き続き、千円の債務超過になっております。これにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、.....。</p> <p>臨時計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を臨時計算書類には反映しておりません。</p> <p>*1 臨時決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、各事業年度に係る計算書類に準じて会社計算規則第131条に規定されている事項を注記する。</p> <p>*2 前事業年度の計算書類に継続企業の前提に関する注記がなされており、当該注記に記載された継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が臨時決算日において存在する場合には、臨時決算日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載する。</p> <p>*3 臨時決算日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が臨時決算日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載する。</p> <p>*4 臨時決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、臨時会計年度が属する事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響する場合には、当該事象又は状況は後発事象として開示する。</p>	
<p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>... 移動平均法による原価法</p>		<p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>... 移動平均法による原価法</p>	

新	旧																								
<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの・・・ 臨時決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>商品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 …… 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおり</p> <p>建物 5～40年</p> <p>工具器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 …… 定額法</p> <p>ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当臨時会計年度負担額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当臨時決算日において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。</p> <p>(4) その他臨時計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理・・・ 税抜方式</p> <p>*1 会計処理の原則又は手続や表示方法を変更した場合には、その旨、変更の理由、当該変更が臨時計算書類に与えている影響の内容を注記する。</p> <p>*2 臨時決算は、原則として年度決算に準ずる会計処理を行うが、簡便な方法を採用するなど臨時決算特有の処理方法を採用した場合には、重要でないものを除き会計方針の注記に特有の処理方法の内容を注記する。</p> <p>3. 債務保証</p> <p>次の会社について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保証先</th> <th style="width: 20%;">金額（千円）</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額（千円）	内容			借入債務			借入債務	計			<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの・・・ 臨時決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>商品 …… 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 …… 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおり</p> <p>建物 5～40年</p> <p>工具器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 …… 定額法</p> <p>ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当臨時会計年度負担額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当臨時決算日において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。</p> <p>(4) その他臨時計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理・・・ 税抜方式</p> <p>*1 会計処理の原則又は手続や表示方法を変更した場合には、その旨、変更の理由、当該変更が臨時計算書類に与えている影響の内容を注記する。</p> <p>*2 臨時決算は、原則として年度決算に準ずる会計処理を行うが、簡便な方法を採用するなど臨時決算特有の処理方法を採用した場合には、重要でないものを除き会計方針の注記に特有の処理方法の内容を注記する。</p> <p>3. 債務保証</p> <p>次の会社について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保証先</th> <th style="width: 20%;">金額（千円）</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額（千円）	内容			借入債務			借入債務	計		
保証先	金額（千円）	内容																							
		借入債務																							
		借入債務																							
計																									
保証先	金額（千円）	内容																							
		借入債務																							
		借入債務																							
計																									

新

旧

* 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容及び金額を注記する。

* 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容及び金額を注記する。

4. 重要な後発事象

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、生産効率向上のため、平成 年 月末を目処に工場を閉鎖し、その生産を 工場に集約することを決定いたしました。現在、工場跡地の利用については未定であるため、工場閉鎖に伴う損失は未確定であります。

4. 重要な後発事象

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、生産効率向上のため、平成 年 月末を目処に工場を閉鎖し、その生産を 工場に集約することを決定いたしました。現在、工場跡地の利用については未定であるため、工場閉鎖に伴う損失は未確定であります。

* 臨時決算日後、当該臨時決算日を含む事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、その事象を注記する。

* 臨時決算日後、当該臨時決算日を含む事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、その事象を注記する。

【参考資料2：分配可能額の算定】

【参考資料2：分配可能額の算定】

〔設例〕

A社は、会社法第459条第1項に基づき剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款に定めている。そこで、9月末を効力発生日として、剰余金の配当を行うことを取締役会で決定した場合の9月末における分配可能額はいくらか。

（同 左）

（前提）

- ・ 最終事業年度の末日（×1年3月31日）における貸借対照表の純資産の部は以下のとおりである。
- ・ ×1年6月の定時株主総会により資本準備金の額250を減少し、7月末に債権者保護手続が終了している。
- ・ 4月に自己株式（帳簿価額50）を対価80で処分している。
- ・ 連結配当規制適用会社ではない。

（単位：百万円）

株主資本	2,000
資本金	1,000
資本剰余金	700
資本準備金	500
その他資本剰余金	200
利益剰余金	400
利益準備金	100
その他利益剰余金	300
自己株式	100
評価・換算差額等	120
その他有価証券評価差額金	50
繰延ヘッジ損益	20
土地再評価差額金	150
新株予約権	30
純資産の部合計	2,150

新	旧
<p>以上を前提に、臨時決算を行わない場合と、×1年4月1日から×1年6月30日までを臨時会計年度とする臨時決算を行った場合の分配可能額はそれぞれ以下のとおりとなる。なお、臨時会計年度の利益の額は50、×1年6月30日現在のその他有価証券評価差損額は60であるとする。</p> <p>臨時決算を行わない場合の分配可能額</p> <p>イ．剰余金の額</p> <p> a 最終の事業年度の末日における剰余金の額 その他資本剰余金200 + その他利益剰余金300=500</p> <p> b 最終の事業年度の末日後の処分自己株式の処分差益 処分自己株式対価80-処分自己株式帳簿価額50=30</p> <p> c 最終の事業年度の末日後の資本準備金減少差益250</p> <p> よって、a+b+c = 500+30+250=780</p> <p>ロ．自己株式の帳簿価額100-50=50</p> <p>ハ．最終事業年度の末日後の処分自己株式の対価の額80</p> <p>ニ．その他有価証券評価差損額50</p> <p>ホ．分配可能額</p> <p> イ-ロ-ハ-ニ = 780-50-80-50=600</p> <p>臨時決算を行う場合の分配可能額</p> <p>イ．剰余金の額</p> <p> a 最終の事業年度の末日における剰余金の額 その他資本剰余金200 + その他利益剰余金300=500</p> <p> b 最終の事業年度の末日後の処分自己株式の処分差益 処分自己株式対価80-処分自己株式帳簿価額50=30</p> <p> c 最終の事業年度の末日後の資本準備金減少差益250</p> <p> よって、a+b+c = 500+30+250=780</p> <p>ロ．臨時会計年度の利益等の額</p> <p> 利益の額50+処分自己株式の対価の額80=130</p> <p>ハ．自己株式の帳簿価額100-50=50</p> <p>ニ．最終事業年度の末日後の処分自己株式の対価の額80</p> <p>ホ．その他有価証券評価差損額60</p> <p>ヘ．分配可能額</p> <p> イ+ロ-ハ-ニ-ホ = 780+130-50-80-60=720</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">以 上</p>

以 上